

群馬県最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP公開版

(整理番号0918)

第3回 専門部会

令和7年8月18日 非公開

開催日時	令和7年8月18日	13時30分～14時10分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室	
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
主要議題	1 中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージについて 2 群馬県最低賃金額の審議について 3 その他	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻になりましたので、事務局よりご報告申し上げます。 本日、ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
室長	ただいまより、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。 議事に入る前に、前回の専門部会において、労働者側委員よりご

事務局	質問をいただいております件につきまして、事務局より回答したいと存じます。 第2回専門部会配付の資料2の8ページの「1時間当たりの平均賃金額」表の製造業（産別除く）の平均賃金について、突出している原因についてご質問をいただきました。この算出の基となりました個別の調査票データを確認したところ、月給が高額の労働者が複数名、特に製造業（専門技術職）に集中しており、この数値に引っ張られて製造業の平均値が跳ね上がっております。なお、中位数や分位数はこれらの数値の影響を受けておりません。回答につきましては以上となりますが、ご質問等ございますでしょうか。 何かございますでしょうか。
各側委員	【特になし】
室 長	それでは、本日の資料についてご説明いたします。 資料1は、すでにメールでお示ししてあります「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」でございます。 地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、公益委員見解が提示され、群馬のランクであるBランクの引き上げ額の目安は63円ということでございます。 資料2は、日本共産党群馬県委員会委員長及び日本共産党群馬県議団の連名で提出されました「最低賃金大幅引き上げの実現に関する申し入れ」でございます。 資料3は、群馬弁護士会会長から提出されました「群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明」でございます。 では、この後の議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
部会長	議題に入る前に、ただいまの、事務局からの回答及び資料の説明につきまして、ご質問等ございますか。
各側委員	【特になし】
部会長	それでは、議事に入らせていただきます。 まず、中央最低賃金審議会会長から、ビデオメッセージが寄せられているということです。事務局から説明をお願いします。

室 長	8月4日に開催されました中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安について答申がなされ、目安の位置付けなどについて、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会委員の皆様にご説明させていただくビデオメッセージが送られてまいりましたので、本日、専門部会の皆様にご視聴をお願いしたいと存じます。 なお、本日、専門部会に出席されない委員の皆様につきましては、後日、Teamsを利用したWEB会議方式により視聴できるようにしたいと考えております。
部会長	ただいま、事務局より中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージにつきまして、専門部会の皆様にはこの場で視聴していただくことを提案されました。このことについて、御意見等がございましたでしょうか。
各側委員	【特になし】
部会長	それでは、御意見等はないようですので、事務局は準備を行ってください。 また、本日おられない委員の皆様に対しては、後日、Teamsを利用したWEB会議方式により視聴できるよう、お願いします。
事務局	【中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ視聴】
部会長	それでは、委員の皆様は、審議の際はただいまのビデオメッセージも参考にさせていただきたいと思います。 続きまして、会議次第に従いまして、議題の（２）群馬県最低賃金額の審議に入ります。 先ほどの事務局報告にあったとおり、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解により、群馬のランクであるＢランクの引き上げ額の目安は63円が示され、答申が行われました。 今までの資料や中央最低賃金審議会会長のメッセージ等も参考にいたしまして、具体的な審議を行っていきたいと思います。 最低賃金額の改正にあたりましては、労使それぞれ、具体的な数字を用意しておられましたら、その金額等についてご発言をお願いします。 はじめに、労働者側委員からお願いしたいと思いますが、いかが

	でしょうか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	はい。労働側委員の■■■です。よろしくお願いいたします。 具体的金額ということで話をしたいと思います。先ほどの話にありますけれども、政府は2029年までに時給1,500円を目標にという話をされていたり、あとは先般の意見陳述においても同様に、時給1,500円を求めるというお話がありました。とは言っても1年でこれを上げるというのは非常に難しいところであると思いますので、そこを目指すということも踏まえまして、まず労働側としては、先般使われていますけれども、連合リビングウェイジというのがありまして、連合独自で調査をしているものですが、こちらの独自の調査の中で、最低限生活するために必要な金額というものを算出しております。こちらを見ると、群馬県1,100円となっております。現在の群馬県の最低賃金985円から115円をプラスして1,100円ということで要求したいと思います。よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側からもご意見をお願いいたします。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	はい。使用者側委員の■■■でございます。 私どもは基本的には第4表を中心に、それをベースに考えるというのが、例年のことでございまして、今年も当然そうでございますけれども、今回Bランクは2.9%であります。985円の2.9%、28.57円で切り上げて29円を提示したいと思います。
部会長	はい。ありがとうございます。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側からは115円、使用者側からは29円ということでよろしいでしょうか。ご意見をお伺いいたしましたが、それぞれのお考えがあり、労使それぞれのご意見はごもつともだと思いますが、かなりの隔たりがございます。もう少し歩み寄ることをお願いいたします。 労働者側委員、いかがでしょうか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	労働側委員の■■■です。

	歩み寄るということですね、金額の提示をしたいと思います。 今年の連合群馬集計、2025 年の春闘賃上げ額というのが、17,910 円でした。こちらを時給換算にすると、106.6 円、これを切り上げて 107 円の 1,092 円を要求したいと思います。 ちなみにこの時給換算というのは、168 時間で 17,910 円を、1 か月の労働時間 21 日×8 時間＝168 時間で割ったものが、今回の 106.6 円になっております。よろしくお願いします。
部会長	はい。ありがとうございます。 使用者側委員はいかがでしょう。 ■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	はい。■■■■です。 第 4 表の 2.9%というのは、第 4 表①②の数字ですけども、第 4 表には③というのがありまして、そちらを参照しますと、B ランクが 3.4%ということでありまして。あくまで、第 4 表をベースにということと考えてみますと、985 円の 3.4%、33.49 円、切り上げて 34 円、ということでご提示したいと思います。
部会長	はい。ありがとうございます。 ただいま、労使双方の提示された金額をもう一度確認させていただきますと、労働者側委員からは 107 円、使用者側委員からは 34 円ということよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	しかしながら、まだ開きがあります。73 円もの開きがありますので、歩み寄っていただけないでしょうか。 労働者側委員いかがでしょう。 ■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	はい。まだ開きがあるということですので、続いては、連合群馬の同じ集計ですけども、2025 年春闘の 300 人未満の賃上げ額というのが 14,022 円、こちらを時給換算すると、83.46 円となります。これにですね、隣県との格差是正というのを昨年来から目標としておりますので、今回は栃木、すでにプラス 1 円の結審ということでありまして、格差是正 20 円を足して、103.5 円、切り上げて 104 円、額で言うと、1,089 円、こちらを要求したいと思います。よろしくお願いします。

部会長	はい。ありがとうございます。 使用者側はいかがでしょう。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	はい。■■■です。 3要素のうち、支払能力に関しては、先ほどのビデオメッセージで良くなっているのではないかという話がありましたけれども、中小企業はそういう感覚は当然なくて、支払能力ベースで上昇させるという、そんな認識は基本的には持ち合わせておりません。そうすると今度物価の話になりますけれども、物価が令和7年4月度の前橋市の消費者物価指数、これは前年比3.7%アップということでございましたので、$985 \text{ 円} \times 3.7\% = 36.45 \text{ 円}$、切り捨てて36円を提示したいと思います。
部会長	はい。最後、確認いたしますと、労働者側委員からは104円、使用者側委員からは36円ということになっております。まだ、68円の開きがございますが、さらに歩み寄ることはできるでしょうか。 労働者側委員、いかがでしょう。 ■■■委員、いかがでしょう。
■■■委員	はい。先ほどですね、時給換算で83.46円切り上げたところでありますけれども、今度はですね、その83.46円を切り捨てた形での103円、金額で言うと、1,088円の要求をいたしたいと思います。
部会長	はい。ありがとうございました。 使用者側委員、いかがでしょう。
■■■委員	はい。■■■です。 切り捨てていただいたということですので、こちらも切り上げてまして、37円を提示したいと思います。
部会長	ありがとうございます。 ただいまの確認をいたしますと、労働者側委員からは103円、使用者側委員からは37円のご提示がございました。まだ、双方提示の金額に隔たりがあり、歩み寄りが難しいところではございますが、労働者側委員、いかがでしょう。審議を進めましょうか。 ■■■委員、お願いします。

委員	はい。ここまで4度、お互い提示をしてきましたけれども、まだ開きがあるということで、一度持ち帰りたいと思います。持ち帰らせていただきたいと思いますと思っております。
部会長	ただいま、労働者側委員より、本日の審議を終了し、金額について、検討して次回の専門部会にて審議を再開したい旨、御発言がございました。 使用者側委員、今の発言について御意見等ございますでしょうか。
委員	はい。です。 私どもも少し検討させていただきたいという風に思いますので、持ち帰らせていただきたいと思います。
部会長	はい。ありがとうございます。 公益委員から何かございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	それでは、本日はここまでといたしまして、労使それぞれ検討する時間も必要かと思えます。次回の専門部会で結論が得られますよう審議していただくことといたしまして、本日の審議につきましては、以上でよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
部会長	最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願いします。
室 長	特にございません。
部会長	それでは、本日の審議項目は以上になりますが、他にご意見等ございますか。
各側委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をさせていただきます。

各側委員	本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。 【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第3回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。